

参考資料3（個別基準（4）道路関係） 車両の出入口について

市が管理する道の歩道を車両出入口として、縁石等を切下げしたりする場合は、道路法第24条に基づく道路管理者の承認（道路工事施行承認）が必要になります。その場合の承認基準は下記のとおりです。また、歩道がない道路の車両出入口についても箇所、幅等は準用しますので、道路に面して連続した駐車スペースを設置することはおやめください。

1 乗入幅

利用の車種	切下げ幅
乗用車・小型貨物自動車用	6 m以内
普通貨物自動車用	8 m以内
大型貨物自動車用	12 m以内

乗入幅が6 mを超える場合は、乗入幅が6 mを超える理由書を提出すると共に、利用する車種を明記したうえで、駐車場の利用図面、転回図及び軌跡図を作成し提出すること。

トレーラー等特殊な車両が出入りする箇所は、軌跡図により、別途考慮することができる。

2 乗入箇所数

間口延長	出入口の箇所数
30 m未満	1箇所以内
30 mから50 m未満	2箇所以内
50 mから100 m未満	3箇所以内
100 m以上	4箇所以内

同一収容施設にお

ける乗入口の箇所数は上記表による。乗入口相互の間隔は、5 m以上とする。ただし、間口が15 m以上30 m未満の給油所、駐車場、大型車両もしくは貨物車両の出入りが多い工場その他これらに準ずる施設で、かつ、乗入幅が8 m以内の場合に限り、乗入口を2箇所とすることができる。なお、駐車場施行令に規定する駐車場については、令7条の規定によるものとする。

3 乗入禁止箇所

- イ 横断歩道及び前後5 m以内の部分。
- ロ バス停留所の前後10 m以内の部分。
- ハ 地下道の出入口及び横断歩道の昇降口から5 m以内の部分。
- ニ 交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内の部分。
- ホ バス停車帯の部分。
- ヘ 橋の部分。
- ト 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間は除く。
- チ 交通信号機、道路照明灯の移転が必要な箇所。但し公安委員会及び道路管理者が移転を認め、申請者が移転する場合を除く。
- リ 都田テクノ等で車両の乗入れを認めない道路部分。

4 その他

- イ 乗入口は車道と直角に設けるものとする。ただし乗入口が2箇所以上で入口専用、出口専用とする場合には、斜め乗入れ（45度以上）することができる。なお、この場合民地に柵又は縁石で、乗入口以外から出入りできない処置をとるものとする。
- ロ 民地側に車庫、その他自動車を保管する場合があります、碎石等が路上に飛散しない処置がとられる箇所であること。
- ハ 乗入口の側溝蓋は、道路管理者の指定する溝蓋（2種蓋）を設置するもの。